

1-3. 那覇市議会定例会条例

昭和 48 年 4 月 11 日
条 例 第 9 号

那覇市議会の定例会は、毎年 4 回とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市議会定例会に関する条例(1959 年那覇市条例第 1 号)は、廃止する。
- 3 この条例施行前に従前の条例により招集された昭和 48 年の定例会は、この条例の規定による定例会とみなす。

[参照条文]

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

〔定例会・臨時会及び会期〕

第 102 条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

③～⑦ 〔略〕